

令和8年度

介護休業取得応援奨励金



従業員の
介護休業取得と
就業継続を推進する
都内中小企業等を
支援します

従業員が介護休業を取得し、職場環境を整備した都内中小企業等に奨励金を支給します

合計15日の介護休業 **27.5万円**

合計31日以上介護休業 **55万円**

加算となる取組により **最大 145万円**

🐾 加算となる取組が増えました 🐾

※令和8年4月1日以降に取り組んだものが本奨励金の加算対象です。詳細は募集要項をご確認ください

事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※予算の範囲を超えた場合は、事業実施期間内でも受付を終了します

申請期間

対象となる介護休業から原職に復帰し、3か月経過する翌日から2か月以内
※HPに掲載の「申請受付期限日一覧」を必ずご確認ください

奨励金の概要



対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2人以上かつ6か月以上継続して雇用し、都内で事業を営んでいる中小企業等(従業員数300人以下)であること

奨励の対象となる要件

- 都内勤務の従業員(雇用保険被保険者)が、合計15日以上介護休業(有給の介護休暇含む)を取得し、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること
※介護休業は、障害児や医療的ケア児も対象となります。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上の必要な便宜を供与する場合は含みません。
- 育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について、令和8年4月1日以降、就業規則にいずれかを整備したこと

ア 介護休業期間の延長

イ 介護休業の取得回数の上乗せ

ウ 介護休暇の取得日数の上乗せ

エ 中抜けありの時間単位の介護休暇導入

奨励金の加算となる取組

次の(1)~(4)の取組を行った場合、取組項目に応じて奨励金を加算

(1) 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と介護休業応援プランシートの作成

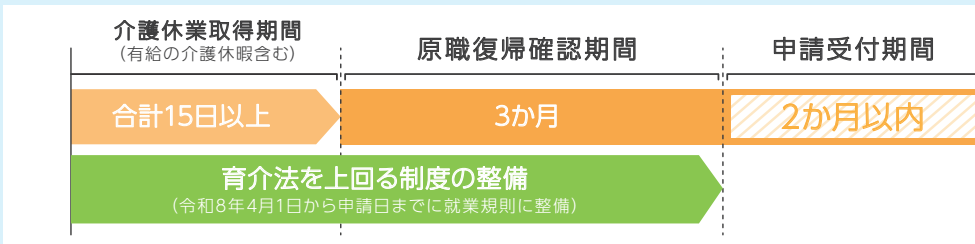
(2) 同僚への応援手当支給と介護休業応援プランシートの作成

NEW (3) 育児・介護休業法に基づく介護離職防止のための雇用環境整備※について、2つ以上実施したこと

- ※ ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ介護両立支援制度等の取得・利用促進に関する方針の周知

NEW (4) 管理職の介護休業取得と体験談の周知

<奨励金申請イメージ>



奨励金
最大145万円

詳細は募集要項をご確認ください

<お問い合わせ先>

 公益財団法人東京しごと財団
企業支援部 雇用環境整備課 育児介護支援係

TEL.03-5211-2399 (平日9時~17時) ※平日12時~13時、土日・祝日、年末年始を除く
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 介護応援

検索

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyokaigokuyugyo/kaigo_shoreikin.html



 女性活躍の輪
Women in Action

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

※本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。

令和8年4月作成